

- ◇ この議事速報(未定稿)は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られる」とのないようお願いいたします。

○井林委員長 次に、岡田悟君。

○岡田（悟）委員 立憲民主党の岡田悟です。質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

所得税法等の一部を改正する案に対する質疑ということですけれども、冒頭、前回もお尋ねをしましたけれども、改めて、森友学園問題の文書、これについてお尋ねをしたいというふうに思いました。

前回、私、質問いたしましたけれども、大臣の答弁によりますと、現在、文書は大体把握をし終えた、そして、開示、不開示の判断をするに当たつてどういう作業をやつしていくか等々精査をされているという答弁でしたけれども、現状、この精査の進捗についてまずお尋ねしたいと思います。

○加藤国務大臣 私ども、また近畿財務局から出したものについては私どものところに戻ってきている、大体どのぐらいの分量かということを見定めた上で、どういう手順をすることによってより速やかな対応ができるか、今、中で鋭意精査をさ

せていただいているところでございます。  
どのぐらいの段取りでやれるかという開示時期の目途等については、今週中にもお示しでありますように、事務当局に対しても、精査を進める、進めうに、事務当局に対しても、精査を進める、進めほしいということは申し上げているところでござります。

また、その結果を踏まえて、適時、国会等に対しても御説明をさせていただきたいというふうに思っています。

〔委員長退席、国光委員長代理着席〕

○岡田（悟）委員 公表の時期について、今週中に目途を示すようという答弁をいただいたということで、ある程度、時期ははつきりしつつあるのかなというふうに思っています。

そして、従来も我が党を含め野党が要求をしているところではありますけれども、黒塗りにせず、しっかりと全文を公表していただきたいというふうに思っていますけれども、もちろん、これは、加藤大臣それから石破総理も予算委員会でおっしゃっているとおり、法律にのつとつて、情報公開法などにのつとつて公開をされるということは、当然、前提であると思います。そして、個人情報、前回大臣が触れておられましたけれども、もちろん個人情報が守られるということも一般論としては当然だと思います。

一方で、今回の森友問題のケースに関しましては、いろいろと考慮すべき点があると思います。例えば、亡くなられた赤木俊夫さんの妻の、配偶者の雅子さんは著書を、共著を出しておられます。「私は眞実が知りたい」夫が遺書で告発「森友

「改ざんはなぜ?」というタイトルの本を出版されていて、この中で、亡くなられた赤木さんと近くお仕事をされていた近畿財務局の職員の方々の氏名ですか、あと、亡くなられた後の雅子さんとのやり取りが割と詳しく記述をされております。これはもう出版されているわけですから、もう既に公表された事実であるというふうに考えられますけれども、こういうところは黒塗りにする必要はないのではないかと思いませんけれども、大臣、いかがでしよう。

○加藤国務大臣 一つは、何が既知なのかということを含めて、これからしっかりと精査していくべきやいけないと思っております。

その上で、情報公開法においては、個人の氏名等により特定の個人を識別することができる情報は、個人に関する情報として、不開示情報とされています。一方、公務員については、個人に関する情報であっても、職務遂行に係る情報は、情報公開法第五条第二号から第六号までに掲げる不開示情報に該当しない限り開示されると承知をしております。公務員の氏名に関しては、氏名を公にすることにより公務員の権利利益を害することになるような場合などに不開示とされる場合もあると承知をしております。

そうしたことの前提に、先ほど申し上げたように、現在、相当量の文書がある中で、どのような段取りがあればより効率的に作業を進めることができるか今検討しているところでございますので、今後、開示、不開示の判断に当たっては、先般の総理の指示も踏まえて、また、今申し上げたよう

な法令の規定にものつとりつつ、他方、国民に対する説明責任を果たすという観点から、適切に対応していきたいと考えています。

○岡田（悟）委員 公務員の皆さん権利というものは当然守られるべきではあるということは前提として認識をしておりますが、一方で、事態の大ざんを指示されるなど経験されたことに対する記録はもう既に開示をされているというふうに承知しておりますけれども、今回、開示をされるべき財務省そして近畿財務局内の文書というものは、一連の改ざんよりもっと以前の、土地の取得、価格の決定、ここに至る意思決定のプロセス、財務省内の意思決定の在り方から、改ざんを決める、そしてそれを指示がされ行われたというところまで、一連の森友問題の経緯全てが文書によって明らかにされるべきではないかというふうに考えます。

その中で、財務省の中でも、特に幹部の、重い役職にあつた方がどのような意思決定をされたのかということ、それは氏名も含めてですね。かつて、前から申し上げておりますとおり、これは財務省の中で起きた問題ではありますけれども、大本はやはり政治の問題、当時の政治状況の中で、ある面ではやむにやまれず改ざんが行われた、あるいは土地の取得等も行われたというふうに考えられるわけですから、文書の中に財務省の意思決定に影響を与えたと見られる政治家や国会議員及びその配偶者の氏名があれば、これも併せて公表されるべきであるというふうに思っています。黒塗り

にされるべきではないと思いませんけれども、大臣、いかがでしょう。

○加藤国務大臣 一般論という形で申し上げさせさせていただきますけれども、条文における公務員とは、広く公務執行を担任する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かは問わず、国及び地方公共団体の職員のほか、国務大臣や国会議員等も含むものと解されています。

その者の氏名等の個人情報については、先ほど申し上げました情報公開法の規定に沿って開示、不開示が判断をされるもの、判断していくべきものと認識をしております。

他方で、公務員等に該当しない、国会議員の、例えば親族の氏名等の個人情報については、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報等に該当しない限り不開示となるものと承認をしております。

○岡田（悟）委員 石破総理が、二月の六日ですか、この大阪高裁の判決に対して上告をしないというふうに決断をされ、表明されたことは大変大きな前進であるというふうに思います。

そして、先日、予算委員会、川内委員の質疑を赤木雅子さんが傍聴にいらつしやっていた。そして、石破総理とも面会をされています。雅子さんは、記者団に対して、すごく温かい気持ちを再び感じることができた、夫のために石破総理大臣は一〇〇%、できる限りのことをやり、文書の開示を進めてくれると思うというふうにお話しになつています。

訴訟にも、佐川さんを相手取つて雅子さんが訴訟されたわけですが、認諾という形で裁判自体を終えてしまうということで、今なお、事態の真相、それから佐川さんの説明責任は果たされたと言えない状況だと考えますので、この財務金融委員会におきましても佐川元国税庁長官の参考人招致を求めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔国光委員長代理退席、委員長着席〕

雅子さんの期待というのは大変強くなつてゐる

し、多くの国民も注目をしているところであると思します。大変重要な局面であると思しますので、是非、公表の決断、黒塗りなしの公表の決断を改めてお願いをしたいと思います。

また、同時に、佐川、当時の、この問題の発覚

時の財務省の理財局長ですね、当然皆さんも御記憶であると思います。私も、議員ではありませんでしたけれども、証人喚問等、リアルタイムでテレビ等で見ていたわけですけれども、発覚当時に理財局長でいらっしゃった、そして、文書は速やかに廃棄をしたと、たしか予算委員会で答弁をなさつていたと思いますけれども、その後、国税庁長官に二〇一七年七月に昇格をされたわけですね。

普通に考えれば順当な人事なわけですが、當時、またこれの人事についても、確定申告の時期ということもあって、国民の皆さんから非常に強い批判があつた。確定申告の時期はちょっとずれていますけれども、納税者から非常に強い非難があつた。納税というのは国民の義務で、それも、これにやはり不信感というものを高めてしまつたという事態があつたと思います。

訴訟にも、佐川さんを相手取つて雅子さんが訴訟されたわけですが、認諾という形で裁判自体を終えてしまうということで、今なお、事態の真相、それから佐川さんの説明責任は果たされたと言えない状況だと考えますので、この財務金融委員会におきましても佐川元国税庁長官の参考人招致を求めたいと思いますけれども、いかがですか。

○井林委員長 では、後刻、理事会で協議をします。

す。

○岡田（悟）委員 よろしくお願ひをいたします。

では、次の質問に移りたいと思います。

NISAの投資枠の拡大について前回の質疑でお尋ねをいたしましたけれども、前回は、NISAの枠が拡大されたこともあり、外国株式に投資をする金融商品、投資信託の人気が非常に高まっている結果、外貨に日本の個人金融資産が転換をされ、これが円安につながっているのではないか、こういう指摘をしましたところです。

これを防ぐといいますか、かつ貯蓄から投資への本来の意義、国内の個人金融資産がしつかりと国内企業に回っていく、これを促進する一つの手段として、賛否両論はあるところではありますけれども、NISAにおいて国内株式あるいはこれに投資をする優遇枠を設置するということについて、メリット、デメリット、あるいは市場関係者からもいろいろな意見が出ております。これを踏まえて、金融当局としての見解を伺いたいと思ひますけれども、いかがでしよう。

○堀本政府参考人 お答え申し上げます。

NISAの投資枠の一部に、先生御指摘の、日本株又は日本株に投資する金融商品、これを優遇するような国内投資枠を設けるということのございますが、我々が承知いたしているところでは、市場関係者からは、国内企業への資金供給の促進に貢献し得るという意見がある一方で、分散投資を通じた資産形成というNISAの趣旨とは整合的ではないのではないかという意見もあると承知

しております。

また、このNISAに類似のイギリスのISAについてでございますけれども、これは英國の居住者向けの投資等に対する非課税の口座ということでございますが、昨年三月に、投資対象を自国株式に限定する、そういうふた投資枠の創設が提案されたのでござりますけれども、その後、その提案については、制度が複雑になるというこれを危惧する御意見、あるいは個人の資産形成には分散投資が重要であるという御意見が寄せられまして、同年十月に公表されましたイギリスの秋季予算において、同枠の創設は行わない、この旨が公表されているというふうに承知しております。

金融庁といたしましては、国内投資枠を設けることにより国内企業への資金に貢献することにより国内企業への資金に貢献する可能性、

これは、実際に資金を受ける国内企業の投資やあるいは経営の在り方、あるいはそれを投資家たる国民がどのように評価するか、これ次第だというふうに考えておりますが、一方で、長期、積立て、分散投資を通じた家計の安定的な資産形成を促す、これがNISAの趣旨でございます。特にみたてNISAの趣旨でございますので、これと整合的でないというおそれが生じるということや、あるいは、制度がいたずらに複雑になりまして利用者の利便を損ないまして、かえってそうした国内投資枠あるいはNISA制度全体の活用が行われなくなるおそれがあるというふうに考えておりまして、したがいまして、金融庁としては、NISAについて当枠を設けること、これは慎重であるべきだというふうに考えております。

他方で、先ほど御質問にもございました、NISAを含めまして資産運用立国の取組というのは、貨上げと投資を牽引する成長型経済を実現すること、このことでございますので、資金が国内企業の成長投資に回ること、これは重要なふうに考えております。

ただ、この点は、NISAだけではなくて、コ

ーポレートガバナンスの改革の推進による企業価値の向上、あるいは地方を含めた魅力的な投資先、あるいは投資商品の発展、そういうふた投資枠を総合的に実施する、これが重要でございます。この結果として、家計のみならず海外からの資金も含めて国内企業へ投資が向かう、そういうふうに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○岡田（悟）委員 ありがとうございます。

メリット、デメリット、いろいろ考えられるわけですけれども、国内企業の魅力が高まって、おのずと投資家が投資をしたくなるようにしていくということだが、確かに筋論といいますか、もっともなことだと思います。

一方で、我が国の今の株式マーケットが果たしてオーガニックに形成され、企業価値をそのとおりに反映しているのかどうかということを考えますと、アベノミクスのスタート当初はGPIFのポートフォリオの見直し等があつて、これは皆さんおっしゃらないと思いますけれども、市場関係者の間では事実上の株価の下支えじゃないかというふう指摘もあり、かつ、日銀がETFをこれだけ買つていてという状況はなかなか珍しいわけでして、

日銀が国内の株価を支えるぐらいであれば、個人で買い支えた方がまだ健全なのではないかという気もいたします。

それから、NISAの枠に、今の枠に更に国内投資枠を増やすということであれば、富裕層の方、お金のある方を優遇するというふうにも考えられますし、一方で、今の枠の中に日本株に限定した枠を作ってしまうと、投資家の自由度を狭めるということにもなりますから、いろいろな面があるうと思いますけれども、何とか国内の企業にお金が回る方法を是非考えていただきたいというふうに思います。

#### ○金融所得課税について伺います。

我が党は、今回、修正案の中で、金融所得課税の累進化、そしてそれをいざれ総合課税にするということを提案をしておりますけれども、先ほども階委員から答弁していただきましたけれども、なぜこれを導入するのか、一億円の壁はなぜ解消すべきなのかという考え方の部分、改めてお話をいただければと思います。

#### ○階委員 岡田委員の質問にお答えいたします。

我々、今回の修正案、全体的な考え方として、税の納得と信頼を取り戻し、能力に見合った負担を求めていくことが全体の考え方です。

この能力に見合った負担が実現されているかどうかという観点から見た場合、今、一億円を超えると所得税の実効税率が下がっていってしまう、これは非常に問題なのでないか。やはり所得が多くれば多いほど負担能力が高いわけですから、それを実現するためには、一億円の壁の最大の原

因である金融所得課税、これを見直さなくてはいけないということです。

では、具体的にどうするかということなんですが、まずは、累進課税ということを考えなくてはいけないと思っております。

この累進課税を行うことによって、今一律二〇%という税率、単一税率では、お給料とか事業の所得に比べると高所得者は税率が低過ぎるというふうに考えるわけです。したがって、累進課税の所得に比べると高所得者は税率が低過ぎるといふふうに考えるわけです。したがって、累進課税〇と段階的に上げていくことが一つ考えられます。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、これをどの段階から二〇を上回る税率にしていくかということは、中間所得層の資産形成、今委員もお取り上げになつたNISAとの兼ね合いもありますので、そこは慎重に考えなくてはいけないということで、一年後の導入を目指して、これから詳細に制度設計を考えていきたいと思っています。

あと、総合課税ということはその先に考えるべきことだというふうに思つておりますけれども、政府の方でも、二年ほど前でしたか、三十億を超えたところでは実質的な総合課税、これを導入されました。

しかし、一部についてだけ総合課税というのも、これもちょっといかがなものかと。さつきも申し上げましたけれども、総合課税にすることは、負担能力の高い人にはそれに見合った負担を求めらるべきだけではなくて、所得がうんと低い方、

こちらの方は、むしろ今の二〇%という分離課税で税率が重くなつている方もいらっしゃるわけですね。そこへの配慮という意味でも、総合課税というのは検討の余地があるのでないかというふうに思つております。まずは累進課税、その後、総合課税、順番に検討していきたいと思っております。

以上です。

#### ○岡田（悟）委員 階委員、ありがとうございます。

やはり、応能負担ですね、財政難ではあるけれども、個人金融資産も非常に大きくなつてているという状況で、応能負担の原則というものをしっかりと徹底をしていくということは、これは与野党を超えて合意ができる方向性ではないかというふうに思います。

大臣にもお尋ねをしたいんですが、いわゆる一億円というふうに指摘をされます所得税の負担等の格差について、是正すべきだと考えますけれども、大臣のお考えをお聞かせください。

○加藤国務大臣 税制の在り方では、公平、中立、簡素、三原則の下、経済社会の情勢の変化などを踏まえて検討することが重要でありますし、今御指摘のいわゆる一億円の壁と言われる問題についても、今申し上げた三つの原則の中で、公平性に関わるものであります。

政府としても、税負担の公平性を確保することは重要と考え、令和五年度税制改正において、金融所得を含め、極めて高い水準の所得を対象として、令和七年分所得から追加的に負担を求める措

置を導入し、一定の対応を図ってきたところでありますので、まずは本措置の効果についてよく見極めていきたいと考えております。

さらに、金融所得課税の検討に当たっては、今申し上げた税負担の公平のほか、貯蓄から投資への流れを引き続き推進し、一般の投資家が投資しやすい環境を損なわないようによるることも重要でありますので、それらも含めて総合的に考えいく必要があるというふうに思つております。

○岡田（悟）委員 ありがとうございます。

財務当局としても富裕層への課税というのゆっくりじわじわではあるけれども、進めてこられたというふうに認識をしております。話を金融所得課税に戻しまして、先ほどISAのお話がありましたけれども、イギリスでは金融所得課税の累進化が進められているというふうに承知をしております。その概要について、かつ、我が国でそれを導入する場合にどういう課題があると考えられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○青木政府参考人 お答えいたします。

英国におきましては、金融所得にも累進税率が適用されており、給与所得などに、利子、配当、株式譲渡益などによる金融所得を積み上げまして、それぞれの所得ごとに定められている税率表に基づいてそれぞれの適用税率を決定しているというふうに承知をしております。

一方、我が国におきましては、上場株式の譲渡益、配当等の課税方式が原則一律二〇%の分離課税、比例税率の対象とされていることにより、確定申告が不要な特定口座を活用できる制度となつ

ており、納税者の利便性に貢献しているというふうに考えております。

仮に、委員が御指摘されたように、例えば、金融所得に累進税率を適用する場合には、納税者自身の確定申告が必要となるため、この利便性も失われてしまうこととなり、この点も含めて考えていく必要があるものと考えております。

○岡田（悟）委員 ありがとうございます。

日本には確定申告しない人が非常に多いということも当然課題であろうと思いますが、やはり平準化されていない税負担というものは解消していくべきであるというふうに思います。

金融所得課税は今、現行、約二〇%、我が国では適用されているわけですが、もし仮にこれを、例えばですけれども、三〇%に一律引き上げた場合、税収はどの程度増えると見込まれるのか。これは単純計算等でも結構なんですが、もしお答えいただけようでしたら、お願ひしたいと思ひます。

○青木政府参考人 お答えします。

金融所得課税の税率を二〇から三〇に引き上げた場合の增收額でございますが、将来の株価や税率の引上げが投資家の行動それから株式の取引高に与える影響などについて予測をすることができないことから、特に譲渡所得については增收額を見積ることは難しいものと考えております。

一方、我が国におきましては、上場株式の譲渡益、配当等の課税方式が原則一律二〇%の分離課税、比例税率の対象とされていることにより、確定申告が不要な特定口座を活用できる制度となつ

利子から得られた税収が一%当たり五十億円、そして、上場株式の配当から得られたものが四百億円というふうに伺っております。単純に一〇%とすれば、約四千五百億円というふうにも考えられるということですね。

そして、外部の専門家の方に、株式の譲渡益から得られる税収も含めた、一〇%、仮に三〇%にした場合の增收の金額というものの推計値を伺っていますけれども、約一兆三千九百億円、これはたしか令和六年度ベースであったかな、済みません、最近のということになると思いますけれども、二〇%から三〇%に引き上げれば一兆三千九百億円の增收が見込めるという試算もいただいているところです。

一方で、NISA、昨年の一月から投資枠が拡大されましたけれども、拡大によって、これは減税ですから税収は減少となるわけですが、どの程度減収をしたのか、教えてください。

○青木政府参考人 お答えします。

令和五年度税制改正におけるNISAの抜本的拡充による改正減収額は、平年度でマイナス百五十億円と見込んでおります。

○岡田（悟）委員 NISAは非常に注目も集め、かつ活用されている仕組みなわけですが、それでも、減収は約百五十億円、枠の拡大によって百五十億円の減収で済んでいるということ、一方で、先ほど申し上げました金融所得課税を一〇%引き上げれば一兆円とか数千億円の税収が見込まれるということで、例えばですけれども、一律の金融所得課税の率を引き上げる代わりにNISAを拡充し

て枠を増やすなど、何らかの形で一億円の壁の解消のために、是非、我々も研究をしつかりしていただきたいと思いますので、政府の方でも取組を是非進めていただきたいというふうに思います。

次は、先ほど江田委員からもお尋ねがありましたがけれども、グローバルミニマム課税についてお尋ねをいたします。

いろいろと先ほどからお尋ねがあつたとおりだというふうに思いますが、世界の約百四十九国弱の国と地域で、従来の法人税率の引下げ競争、これをある種決着をさせることで、各国の同志の枠組みで進めてこられたものと承知をしておりますけれども、これも指摘がありましたとおり、今、トランプ政権で、関税など、今までの方針をどんどん変える、かつ、トランプさんの発言によつて何がどう出てくるのか分からないという非常に困難な状況であるというふうに思いますが、方針をどんどん変わる、特朗普さんには日本にいる場合、この子会社に一五%までの税を課すことができるというふうに理解をされていますけれども、これへの対抗措置として、アメリカが何か税率を二倍にして対抗する可能性を示唆したとか、あるいは、これは大統領ではなくしてアメリカの議会で提案をされているということだそうなんですが、税率の引上げが銀行家から弁護士まではるかに幅広い外国人に打撃を与える可能性が高いというふうに記事では書いています。

これはちょっと通告を細かくしておりませんので、もし御存じであればということで、お答えいただける範囲で答弁をいただければと思います。

○青木政府参考人　お答え申します。

米国の動向について予断を持つてコメントすることは差し控えますが、先月、米国政府が国際課税に関する大統領覚書を公表したことは承知しております。

この覚書には、グローバルタックスディールに係る前政権によるいかなるコミットメントも、米国議会による立法措置なしには米国においては効

力を有さない、財務長官は、通商代表と協議の上、域外適用又は米国企業に不均衡な影響を与える外國の税制措置について調査し、取るべき保護手段などのオプションに関する助言を大統領に提出する旨が記載されおりますが、現時点ではその具体的な内容は明らかではございません。

○岡田（悟）委員　資料としてはちょっとお配りをしていないんですけども、日経新聞に掲載されましたイギリスのエコノミストという雑誌の記事が翻訳されて、この問題について触れているんですけれども、グローバルミニマム課税、これが適用されれば、税率の安い国の子会社がもし仮に日本にある場合、この子会社に一五%までの税を課すことができるというふうに理解をされていますけれども、これへの対抗措置として、アメリカが何か税率を二倍にして対抗する可能性を示唆したとか、あるいは、これは大統領ではなくしてアルミニマムタックス、こちらの方は、各国内法で対応するということでございまして、今回、税制改正法案の中にその対応の改正内容を盛り込んでおるところでございます。

○岡田（悟）委員　お答え申します。

これはちょっと通告を細かくしておりませんのが大変世界的な課題となつて、こういう取組につながっていると思いますので、当然、我が国としてもこれは進めていっていただきたいと思いますので、その旨、改めて大臣から決意のほどを伺えればと思います。

○加藤国務大臣　今、中身は主税局長が答弁したとおりでございます。これについて、私どもとしての立場等、しつかり、米国等含めて、関係国に

よく説明し理解を求めていきたいというふうに思っています。

○岡田（悟）委員 是非よろしくお願ひをしたいと思います。

次、前回の私の質疑において、政府の基金、執行額等がリアルタイムで国会や国民が非常にチエックをしにくい、予算委員会で質問が出たところ、答弁されて初めて執行状態が分かるというケースがあるため、これをリアルタイムで国会や国民が把握ができる状況にすべきではないかというふうに私がお尋ねをしましたところ、大臣からは、行政事業レビューの枠組みで行われているので、お話を含めて、担当大臣にも話しておきたいという答弁をいただきました。

ちょっと、大臣同士、お忙しくていらっしゃると思いますので、直接お話しになつておられないかもしれません、事務官同士のレベルでも含めて、この基金の執行額の公表の見直し等、議論を始められるのかどうか、状況をお伺いできればと思います。

○加藤国務大臣 先般申し上げたのも、財務省として基金の透明性の確保、検証等をしっかりと行うということは重要と認識の中で委員からのお話があつて、基金の状況、これをリアルタイム、状況、状況の中で分かるようにというお話でございました。これについては、もちろん事務局を通じて詳しいやり取りは伝えさせていただくと同時に、平大臣に対しても、そうしたやり取りがあつたので検討してほしいということを申し上げたところであ

ります。

○岡田（悟）委員 大臣にもお伝えいただいたとおりふうに思っています。

そして、最後、これはちょっと報道ベースになりますけれども、仮想通貨、暗号資産と言うべきなのかもしれません、これについて、金融庁が有価証券並みの金融商品と位置づけるため金融審議会において諮問することを検討しているというふうに報道されました。今の進捗状況をお答えをいただければと思いますけれども、いかがでしょう。

○加藤国務大臣 失礼しました。ちょっと事務局がいませんので、私から説明をさせていただきま

す。 金融庁においては、昨年秋より外部有識者による勉強会を開催し、本年六月までを目途に暗号資産に関する制度の検証を行っております。この勉強会では、現在は、法令上、決済手段として位置づけられている暗号資産を投資対象として整備することが適切か否か等について、利用者保護等の様々な観点から幅広く御意見をお伺いしているところであります。

現在、検証を終えているわけではありませんが、今後、金融庁としては、諸外国の状況も参考にしながら、また、現在進めている検証の結果に基づき、必要な対応を検討していきたいと考えております。

○岡田（悟）委員 これで終わりますけれども、昨年にはDMMビットコイン約四百八十億円の暗